

「多言語音声翻訳システムの利活用実証」に係る 実施要領

1 利活用実証の背景及び概要

(1) 背景

総務省は、世界の「言葉の壁」をなくし、グローバルで自由な交流を実現するため、「グローバルコミュニケーション計画」を策定し、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、「NICT」という。）が開発した多言語音声翻訳システムの高度化を進め、2020年までに広く社会実装するべく取り組んでいるところである。

本件はその一環として、社会実装するにあたって必要となるユーザーインターフェイス等を開発するとともに、それを全国の複数地域において様々な場面で使用してもらう利活用実証を実施することにより、あらゆる人にとって使いやすい多言語音声翻訳システムの実現を目指すものである。

(2) 概要

総務省委託研究開発「グローバルコミュニケーション計画の推進 - 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証 - II. 多言語音声翻訳の利活用に関する開発・実証」¹に基づき、様々な利用者に多言語音声翻訳システムを使用してもらい、その評価を多言語音声翻訳システムの向上に反映していくことで、誰もが使いやすいサービス、アプリケーション、機器を実現することを目指し、実施団体を毎年度公募して、利活用実証を実施するものである。

本利活用実証は、総務省がとりまとめ作業を委託する団体²（以下、「とりまとめ機関」という。）による運営及び管理の下、地域において利活用実証を実施するものとして本公募により選定された団体（以下、「実施団体」という。）が実施をするものである。

具体的には、とりまとめ機関は利活用実証の実施にあたって、主にその運営、管理、多言語音声翻訳技術の利用環境（スマートフォン等に導入する多言語音声翻訳アプリケーション³（以下、「翻訳アプリ」という。）、音声翻訳サーバシステム等）の提供、アンケート等による調査結果の分析及び利活用実証の成果の

¹ 総務省委託研究開発「グローバルコミュニケーション計画の推進 - 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証 - II. 多言語音声翻訳の利活用に関する開発・実証」（平成 27 年 5 月 1 日）

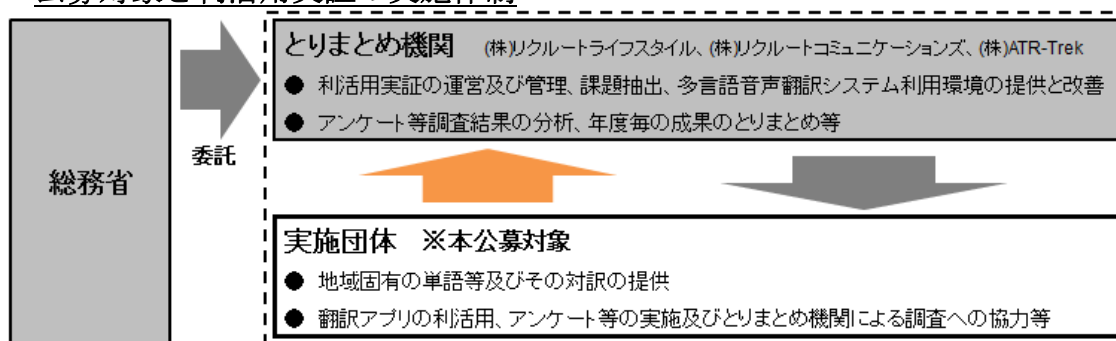
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin03_02000126.html

² 平成 28 年度までの利活用実証は、(株)リクルートライフスタイル、(株)リクルートコミュニケーションズ、(株)ATR-Trek により構成される団体に委託している。平成 29 年度の利活用実証における当該団体への委託継続については、外部有識者による評価を踏まえて平成 28 年度末に決定する予定である。

³ 本利活用実証においては、利活用実証専用の音声翻訳アプリを使用する。

とりまとめ等を担うことになる。一方、本公募対象である実施団体は、利活用実証における多言語音声翻訳システムに登録するための地域特有の固有名詞や会話文等の対訳データの収集と提供、翻訳アプリの訪日外国人旅行者等に対する積極的な利活用、アンケート等の実施及びとりまとめ機関による調査への協力等を担うものである。

公募対象と利活用実証の実施体制



2 公募の概要

(1) 目的

本公募は、国内複数個所において、とりまとめ機関の準備する翻訳アプリを利活用して実証する実施団体を公募するものである。

本利活用実証を通じて、多言語音声翻訳システムに係る技術や利用面の課題の抽出、改善の方向性等の情報収集を十分に行い、研究開発にフィードバックすることにより、あらゆる人にとって使いやすい多言語音声翻訳システムを実現することを目的としている。

(2) 実施団体の要件

翻訳アプリ等の利活用を図りながら、外国人を積極的に受け入れることで地域の活力とするなど、外国人対応を地方創生のチャンスと捉える意欲あふれる以下の団体とする。

- 地方公共団体等（特別区、広域連合、一部事務組合を含む）又は地方公共団体等と法人等で構成される、訪日外国人旅行者等の対応に従事することが多い単独又は複数の団体からなる団体。なお、複数の地方公共団体等の区域にまたがる関係者においてグループを構成してもよい。

(3) 実施団体が実施する事項

利活用実証の実施にあたり、今回公募する実施団体が担当する事項は以下のとおりである。

<実施前>

- ①実施団体は、地域固有の地名、特産品、観光に係る単語等を抽出し、可能であればその対訳⁴（英語、中国語（繁体字及び簡体字）、韓国語）と共に、とりまとめ機関が別途指定する様式（Excel ファイル）により利活用実証の実施前に提供する。なお対訳の準備については、とりまとめ機関と十分に調整を図るものとする。
- ②利活用実証の実施に向けて、提案書の内容に沿って実施計画（実施場所、翻訳アプリの利活用方法等）を作成し、とりまとめ機関と最終的な調整を行った上で決定する。
- ③利活用実証の実施に必要な端末機器⁵（iOS8.0 以上。スマートフォン、タブレット等）は、実施団体自らが準備する。必要と想定される機能要件及び技術要件は、別紙 2 のとおりである。なお、とりまとめ機関が提供する翻訳アプリの利用にあたっては、その利用規約を承諾するとともに、端末機器へのインストール作業をとりまとめ機関の提供する手順に沿って行うことになる。

<実施中及び実施後>

- ①実施計画に沿って、訪日外国人旅行者等との会話で翻訳アプリ等を積極的に利活用するとともにとりまとめ機関の指定する方法に従いアンケート調査等を実施する。なお、アンケート調査等は訪日外国人旅行者等を接遇する側を対象に行うものとする。
- ②利活用実証の実施によって得られたアンケート調査等の結果をとりまとめ機関に提出する。

(4) 留意事項

以下の事項について留意すること。

- ①本利活用実証の運営等に必要となる経費は、原則として実施団体自らの負担となる。例えば以下の事項に対して特段の予算的支援はない。

- ・ 端末機器（iOS8.0 以上対応のスマートフォン、タブレット等）
- ・ 無線 LAN
- ・ 自治体施設等のネットワーク構築
- ・ 移動通信用設備
- ・ テレビ、ラジオ放送設備
- ・ テレワークセンター
- ・ 地元ベンチャー企業支援 等

⁴ 本利活用実証の対象言語は、日本語、英語、中国語、韓国語の 4 言語となる。

⁵ OS は、iOS 8.0 以上が対象となる。

なお、被験者から取得する利用履歴（ただし個人情報を除く）やアンケート、さらにはこれらの情報をもとに実施されるアクセス分析結果及び音声翻訳用多言語対訳データ等、利活用実証により新たに生成されるデータについては、NICT 及び総務省の指定する機関において、無償でを使用することを許可すること。

- ②とりまとめ機関は、使いやすさの向上を目的としてヒアリング等の現地調査を行う場合がある。
- ③利活用実証を円滑に進めるため、とりまとめ機関との間で概ね以下のような覚書の締結をする。

- ・とりまとめ機関による利活用実証への対応期間は平成 29 年度末をもって終了する。
- ・とりまとめ機関は、本利活用実証を進めるために必要最低限の参加者の個人情報を取得する。
- ・翻訳アプリの運用上やむを得ない事態が発生した場合、翻訳アプリの提供を停止することがある。
- ・とりまとめ機関が提供する翻訳アプリは、実証用という性質上、その翻訳結果については保証しない。またそれによって生ずる損害について責を負わないものとする。
- ・実施団体自らの行為に起因して、実施団体若しくはとりまとめ機関と第三者との間で紛争が生じた場合には、とりまとめ機関は責を負わないものとする。
- ・本利活用実証に関してプレスリリース等により公表する場合には、事前にとりまとめ機関に通知をするものとする。

- ④本利活用実証は、平成 29 年度内に成果のとりまとめが行われ、終了することとなるが、本実証を契機にその後も民間事業者等が提供する翻訳アプリをはじめとする製品・サービスの導入も見据えた継続的な取組みとなることを期待する。

3 提案手続

(1) 応募資格

実施団体は以下の全ての要件を満足していること。

- ①利活用実証を遂行するために必要な組織、人員等を有していること。
- ②利活用実証を円滑に執行するために必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③総務省及びその委託先であるとりまとめ機関の依頼の下、必要とする処置を適切に遂行できる体制を有すること。
- ④利活用実証による成果の普及展開に向けた積極的な貢献と共に、外国人

対応を地方創生に生かすことへの十分な遂行能力を有していること。

⑤利活用実証の全部又は一部を複数の法人等が共同して実施する場合、各機関の役割と責任が明確であること。また、実施団体における利活用実証の方針や体制のとりまとめを行う代表機関及びその責任者が定められていること。

⑥以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

a) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

b) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

（2）提案書様式

実施団体は公募に当たり、提案書作成要領（別紙 3）に定める様式 1、様式 2 及び様式 3 に従い作成し、提出するものとする。その際、以下の点に十分に留意して作成すること。

①提案書作成に当たっては、（1）の要件を十分に満たすことが判断できる事実や体制等が備わっていることが確認できるように役割と責任が明確であること。（各事業者の概要、事業内容等の分かるパンフレット等があれば併せて提出すること。）

- ②翻訳アプリを利活用する者の年齢、性別及び職業等は、多様であることが望ましいこと。
- ③多言語音声翻訳技術の使用目的として、観光産業の活性化等、地方創生に資することが含まれていることが望ましいこと。
- ④利活用実証期間終了後も引き続き継続的に利用し、観光産業の活性化等に資する体制がとられていること。

(3) 補足資料

上記(2)のほかに、提案を補足する資料があれば、A4版(様式自由)で添付することができる。

(4) 提出期間

提案書提出を希望する団体は、平成29年3月3日(金)17時(必着)までに提案書を提出すること。なお、提案書は原則郵送による提出とし、持ち込みによる提出を希望する場合は、事前に下記に記載する事務局に連絡の上、提出方法についてその指示に従うものとする。

(5) 提出部数等

提案書類(提案書及び必要に応じて補足資料)は10部提出すること。提出に当たっては、CD又はDVD等の電子媒体(一式)も併せて提出すること。なお、提案書の返却は行わない。

4 評価の指針及び選定

(1) 評価方法

実施団体については、外部有識者による評価を実施し、その結果を踏まえて総務省が選定する。

(2) 評価項目及び評価の観点

選定における評価項目は、基本評価要素と全体調整要素にて行うものとする。評価項目及び評価の観点について以下に示す。

なお基本評価要素とは、本公募に応募された提案を個別に評価するための評価の観点であり、全体調整要素とは、利活用実証の総合的な成果を高めるべく、実施団体全体の多様性を確保するために設ける評価の観点である。

<基本評価要素>

評価項目	評価の観点
① 翻訳精度の向上及び使いやすさ	○翻訳精度向上への貢献度 ・多言語音声翻訳システムへの登録語彙数、対訳数は十分か。 等

向上への貢献度	<p>○使いやすさの向上につながる課題抽出への貢献度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翻訳アプリの利活用数の見込みは妥当かつ十分か。 ・利活用実証期間中において、継続的かつ多数の利活用を促す工夫がなされているか。 <p style="text-align: right;">等</p>
②利活用実証計画の具体性	<p>○実施計画の具体性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所、利活用シーン等は、具体的かつ現実的か。 ・多言語音声翻訳システムがテーマ、コンセプトに照らし合わせて、効果的に実装される計画となっているか。等 <p>○実施体制の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制等、参加者が一体的に実証を進められるように管理・運営体制が配慮されているか。 <p style="text-align: right;">等</p>
③多言語音声翻訳システム普及への貢献度	<p>○テーマ、コンセプトの妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境、課題等を踏まえた設定となっているか。等 <p>○多言語音声翻訳への取組みの継続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利活用実証期間終了後においても、継続的に多言語音声翻訳システムを利活用する具体的な展望を有しているか。 <p style="text-align: right;">等</p>

<全体調整要素>

④実施地域及び利活用シーン等の多様性	<p>○実施地域の多様性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施地域が地理的条件、地域性等の点で多様性が確保されるか。 <p>○利活用シーン等の多様性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ、コンセプト、利活用シーン等の点で多様性が確保されるか。
--------------------	--

(3) 追加資料の提出等

選定先候補の評価は、提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を依頼する場合がある。なお、評価に際しては、提案者へのヒアリング等を実施する場合がある。

(4) 提案内容の確認・選定・修正

総務省は、外部有識者による評価により実施団体候補を選定した後、提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な実施団体の決定を行う。決定された実施団体の提案内容については、必要に応じて利活用実証の実施前までに総務省、とりまとめ機関及び実施団体の間で調整の上、修正等を行うことがある。

5 多言語音声翻訳システムの継続的な利活用

本利活用実証は平成29年度をもって終了するが、期間終了後も引き続き、民間事業者等の製品・サービスの導入を見据えた多言語音声翻訳システムの利活用を図り、観光産業の活性化等を通じた地方創生につなげていくことを強く期待する。

6 スケジュール

今回の公募の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成29年1月5日	総務省にて実施団体の公募開始
平成29年3月3日	公募締切
平成29年4月頃	総務省ウェブページにて公募結果の掲載 (及び選定結果通知の送付)
平成29年7月頃 ～平成30年2月頃 年度内	利活用実証の実施 とりまとめ機関にて成果報告を総務省に提出

7 その他

利活用実証の実施については、本実施要領に定めるところによるが、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)等で公開する。

8 提案書等の提出先及び問合せ先

提案書等は、総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課 研究推進室へ提出することとする。(提案書の記載又は提出方法等に関する問い合わせやご相談等につ

いても同様とする。)

【提案書等の提出先（提出方法等に関する問合せ先）】

総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課 研究推進室

（担当：中川課長補佐 宮澤専門職）

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電話：03-5253-5730

FAX：03-5253-5732

E-mail：gcp.mic_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」に換えて表記しています。
送信の際には、「@」に変更してください。